

施設整備に係る業務区分表

本業務区分表は、業務区分の明瞭化が特に必要と思われるものについて取り纏めたものである。

区分	内容	本事業（設計・建設）			本事業 （維持 管理・ 運営）	その他	備考	
		市	事業者	その他				
業務区分	事前調査・対策業務	敷地測量	●					
		地質調査	●					
		土壌汚染調査	事前調査		●			「土壌汚染対策法第4条第1項」「さいたま市生活環境の保全に関する条例第80条」に基づく特定有害物質取扱事業所の設置の状況等の調査
			調査		●			「土壌汚染対策法第3条、第4条第2項」に基づく土壌汚染の調査 ただし詳細調査（フェーズ3）は除く
			対策	※				必要となった場合 実施は別途市が業務を発注する
			対策費	●			●	必要となった場合 調査費負担は市との協議による
		電波障害調査	机上調査		●			
			対策		●			必要となった場合
			対策費	●				必要となった場合
		近隣	調査（工事着手前後）		●			
			対策		●			必要となった場合
			対策費		●			必要となった場合
		既存建築物 汚染物質調査	調査		●			
			対策		●			必要となった場合
			対策費	●				必要となった場合
	既存家具・什器 備品調査（大宮 区役所）	現状備品調査		●				
		文書量調査		●				
		備品リスト作成		●				
		備品台帳作成	●					
	その他調査	その他		●			事業者が必要と判断したもの	
設計業務・工事 監理業務	設計	基本設計		●				
		実施設計		●				
		解体設計		●			氷川緑道西通線拡幅部、北西隅切り部の解体設計含む	
	工事監理	新庁舎の新築・外構整備		●				
		埼玉県大宮合同庁舎・外構解体		●			氷川緑道西通線拡幅部、北西隅切り部の解体工事監理含む	
申請手続き	確認申請 その他申請・届出等		●					
	完了検査手続き その他届出等		●					
建設工事業務	建設工事業務		●					
	各種設備引込負担金		●					
	施設引き渡しまでの光熱水費		●					
	建設工事に係る各種届出等		●					
	引っ越し（新庁舎への引っ越し）	●	△		●	庁舎機能エリア：市 ※聴力検査ユニット移設は事業者（設計・建設業務） 図書館機能エリア：事業者（維持管理・運営業務） 施設全体の共用エリア：市		
什器備品調達・設置	●	△		●	詳細は次ページ参照			
解体工事業務	解体工事業務		●			氷川緑道西通線拡幅部、北西隅切り部の解体工事含む		
	什器備品の処分				●	県対応		
	解体工事に係る光熱水費		●					
	解体工事に係る各種届出等		●					
	引っ越し （埼玉県合同庁舎から移転先への引っ越し）				●	県対応（什器備品類処分も含む）		
その他	南側2項道路後退部の整備		●			分筆は市で実施予定		
	氷川緑道西通線拡幅部の整備	●	△			解体は事業者（設計・建設業務） 分筆は市で実施予定		
	北西隅切り部の整備	●	△			解体は事業者（設計・建設業務） 分筆は市で実施予定		

凡例 ●：当該業務・整備等を行う

△：当該業務・整備等に関し一部該当有

注）整備区分について特に区分の記載がない場合でも、事業者の提案により整備するものは事業者の整備区分とする

区分	内容	本事業（設計・建設）			本事業 （維持 管理・ 運営）	その他	備考	
		市	事業者	その他				
什器備品・ 設備等 整備区分	庁舎機能	●						
	庁舎機能のうち総合案内				●			
	新大宮図書館				●			
	交流機能				●			
	要求水準書（設計・建設）、別紙10に記載のあるもの		●					
	造作家具（別紙10に記載のあるもの）		●					
	什器 備品等 設置に 対応	什器備品・機器等設置に伴う一次側設備		●				
		什器備品・機器等設置に伴う二次側設備	●	●		●		当該什器備品・機器の整備担当が行う
		什器備品・機器等の搬入・据付・調整	●	●		●		当該什器備品・機器の整備担当が行う
		什器備品・機器等設置に伴う補強		●				
	電話設 備	PBX				●		
		一般電話機	●					
		多機能電話機		●				
		公衆電話			●			通信会社
		配管		●				
		配線		●				
	情報 用設 備	LANサーバー及び各種情報システム	●					
		配管		●				
		配線（一次側：必要諸室迄）	△	●				別紙10の一般「独」（外部接続）記載のものは市で対応
		配線（二次側）	●					
OA機器（パソコン、プリンター、コピー・FAX機、UPS、PCサーバ、HUB等）		●			●		庁舎機能エリア：市 新大宮図書館・交流機能エリア：事業者（維持管理・運営業務）	

凡例 ●：当該業務・整備等を行う

△：当該業務・整備等に関し一部該当有

注）整備区分について特に区分の記載がない場合でも、事業者の提案により整備するものは事業者の整備区分とする